

令和4年6月定例会

産業建設委員会 会議録

7月12日(火)

防 府 市 議 会

令和4年第2回 産業建設委員会会議録

○日時 令和4年7月12日(火) 午前10時

○場所 議会棟3階・第4委員会室

○付議事件

- (1) 議案第48号 指定管理者の指定について
- (2) 議案第53号 防府市手数料条例中改正について

○出席委員(8名)

産業建設委員長	河村	孝
産業建設副委員長	森重	豊
産業建設委員	清水	力志
〃	曾我	好則
〃	田中	敏靖
〃	松村	学
〃	安村	政治
〃	山田	耕治

○欠席委員(なし)

○委員外議員(なし)

○説明のため出席した者

産業振興部長	白井	智浩
産業振興部次長	國澤	明
商工振興課長	本間	良寛
土木都市建設部長	石光	徹
土木都市建設部次長	宮本	松典
開発建築指導課長	鴻野	嘉和
開発建築指導課主幹	江島	真治

○出席書記

西山 智法

午前10時 開会

○河村委員長 時間になりましたので、ただいまから産業建設委員会を開催いたします。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

議案第48号 指定管理者の指定について

○河村委員長 初めに、議案第48号・指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、発言の際は、挙手の後、マイクを持ってされますようお願いいたします。

それでは、執行部の補足説明をお願いいたします。

○國澤産業振興部次長 産業振興部でございます。議案第48号・指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の31ページでございます。本案は、防府市創業・交流センターに係る指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、防府市創業・交流センター指定候補者選定委員会を設置し、審議してまいりました。まず、本年、令和4年4月26日に第1回選定委員会を開催し、募集要項や仕様書、選定方法、審査基準等について協議いたしました。この中で、選定方法につきましては、施設の設置目的及び業務の内容等から防府市創業・交流センターを最も適切に管理運営ができるのは、本市の総合的な中小企業支援機関である防府商工会議所であることから、公募によることなく選定を行うことを決定いたしました。その後、防府商工会議所から指定管理者指定申請書が提出され、5月30日に開催した第2回選定委員会において事業計画書の内容等について審査を行いました。その結果、審査基準を満たす評価がなされたため、令和4年10月から令和7年3月までの2年6か月間について防府商工会議所を指定候補者として選定したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、質疑を求めます。

○松村委員 ちょっと確認ですが、事業計画書が提出された中で、ここは商工会議所が適当というふうに至ったという御説明がありましたが、今、事業内容を見ますと、講演会とか講習会、また相談、指導の実施とか、行政庁からの委託事務の実施とかいろいろあるのですが、実際、具体的に、例えば今後、レンタルオフィスとか、食堂の部分もチャレンジ模擬店じゃないけど、何かそんな感じで考えているという話だったんですけど、こういったところについては、今、商工会議所はどのようなふうに取り組もうとしているのか。

また、講演会とか講習会等々、今の現状、この計画書の中で分かる範囲内でいいんですけど、具体的にどういうふうに創業・交流センターを運営していこうと考えているのか、その辺、分かるところまででいいので御説明をお願いします。

○本間商工振興課長 選定に当たりまして、商工会議所のほうから事業計画ということで提案をいただきまして、プレゼンも受けたところでございますが、事業の実施に関しましては、コネク22が移転しますので、こちらと連携した形での創業の支援、先ほど言われましたキッチンスペースにつきましては、飲食店の開業を目指す方がお試しで営業されるというところに、経営のノウハウとか、コンサルタント的なところを積極的に学んでいただく、サポートしていくということです。

レンタルオフィス等につきましても、審査して、創業間もない事業者さんに入っていたいて、次へのステップへの足がかりとして、指導も同じ場所でできますので、そういったところでやっていただくということで提案を受けております。

○松村委員 講演とか、そういうようなものは。

○本間商工振興課長 講演とかもコネク22と連携しながら、こういった講座とか、利用者同士の交流を図られたりとか、そういったところも行われるということをお聞きしております。

○松村委員 年何回程度やるとか、そういったことまではまだその中には明記されていないということですよ。

先ほど、レンタルオフィスについて、審査をしてから入れるというお話がありました。次のステップにつなげていくということで、審査というのはこういったものをしていくんですか。

○本間商工振興課長 具体的には会議所と今から詰めるところではあるのですがけれども、創業者であるとか、次につながるような、複数あった場合は審査だとか、どれぐらいの応募があるかまだ見えていない状況ですので、いろいろお声がけしながら、管理しながらというところで考えております。

○松村委員 ということは、要は起業されるような方が中心になって、そこを使っただくという考え方で、どこでもいいよとか、あと、例えば一時期、防府市でも一応補助も与えながらやっていましたが、IT企業みたいなものをそこに引っ張ってきて誘致しようとしていたやつを、確か防府振興株式会社がやっていたのかな。ちょっと覚えていないですけど、そういった企業には貸されないということですか。

○本間商工振興課長 基本的には、創業5年以内のというところで今のところは考えておるんですけども、1階とかでも、例えば法人登記もできますので、ブースとかで、そう

いったところも活用できますので、ニーズを見ながらということになるかとは思いますが。

○松村委員 以前、私もこれ、一般質問をさせていただいて、今度ここを通じて、やはり今、国のほうがデジタル田園都市構想とかやっていて、これは田園ではないんですけど、やはり地方に、そういった大手の企業もどんどん地方のほうから仕事ができるようにということで、そういった受皿も防府市の中にあつたほうが私はいいと思うので、できればこの創業・交流センターの中でもそういう受皿ができないかなというふうに思っています、この前、一般質問して、そういう検討をしていくというような話もあつたので、そういうところも、1階のブースで1人とかそういった人たちがやるのは使えるのかもしれないけど、やはり数人でやるようなそういうケースもあると思うので、できれば商工会議所のほうとそういった辺りも詰めていただきたいなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○本間商工振興課長 サテライトオフィスの使い方というのを、恐らく1階とかでも十分、一人ひとりとかではなくて、何人かで使えるブースとかもありますので、いろいろ対応ができるかなと。今、ちょっと備品の納入とかで、そういうブースを入れたりとかいうところも検討していますので、できるだけフレキシブルに使えるような形で、1階とかも使えるようにしたいなとは思っております。

○松村委員 最後、総じて言いますが、やはり今、全国的に、先ほど言ったような地方に大手企業が分業で、そういったネットワークを通じてワーキングできるようなそういう体制を、今、国を挙げてやっておりますので、これからそういった制度がまた整って、さらにそういう流れを国がつくっていくかもしれませんが、ぜひ防府もそういう、ここも含めて、ほかのところも含めてそういった受皿ができるようにしていただきたいなということだけ、指定管理者の商工会議所のほうともその辺を、ここだけに特化するかあえて言いませんが、そういう受皿をちょっとつくってくれということを要望出しておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山田委員 ちょっと一点だけ。商工会議所がこの指定管理人を取られたというのは全然問題ないんですが、新しい取組をしてほしいなというのがちょっとあつて、この設立の目的の捉え方は人それぞれとは思いますが、社会一般の福祉というところを今から考えていけないといけないところもあるのではないかと。中小企業は、やっぱり法定雇用率というところも含めて今からやっていかなければいけないところに対して、今後の防府市としての取組も、中小企業の中で考えていかなければいけないのではないかと。お隣の周南市さんとかを見る中で、そういうところも含めてどうなのかなというのはちょっと気にな

っていた点なのですが、今後、例えばそういう施設との連携とか、そういうのがこの場所
でできるのかどうかも含めて、多分そこまではまだ考えていらっしやらないかもしれませ
んけど、そんな話というのは全くないんですか。

○白井産業振興部長 全体的なそういう雇用の関係もこういうところでやっていかないと
いけないという問題意識は持っています。正直に言いまして、整理するときも、先ほど言
われた創業の方を入れる、4部屋作るんですけど、4部屋で止めたのです。創業させる、
そこへ入れて、事業者を入れて5年で市内に巣立ってもらおうというところを改善させて
いきたいというのを作る。コネク22もありますし、指定管理も商工会議所もみんなで
そこで事業者を育てて、もう半分空いているのを御存じかなと思うのですが、そういう
ところで、すぐすぐは考えていませんが、そういうニーズが出てきた段階で対応できるよ
うなこともスペースとしてはありますし、まずは創業・交流センターをスタートさせて、
その中で出てきたニーズについてはしっかり対応していきたいということで、指定管理自
体を2年半で止めるような形で、次に向かってそういうものを吸収して、新しい形にどん
どん育てていきたいとは思っていますので、すぐすぐ雇用の関係とか、福祉の関係をいき
なり中で融合したような打った出方は今していませんけども、中にどんどん発展できるよ
うにはしていきたいと思っています。

○山田委員 ありがとうございます。創業は確かにやってもらいたいのですが、今ある企
業を助けるという、以前、創業100年の企業をどう守っていくのかというお話もしたこ
とがあると思うのですが、今ある企業をどう助けていくのかというところで、法定雇用率
は確実に関わってくるわけですから、中小企業からしたら。そういうところを踏まえて、それ
はそれで罰金を科せられるわけではないんですけど、それはそれとしてやっぱり大きなく
くりの中で窓口を広げてもらいたいなということにはちょっと要望させていただきますので、
よろしく願いいたします。

○河村委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますでしょ
うか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結してお諮りいたします。本案については、原案のとおり承認す
ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、産業振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

議案第53号防府市手数料条例中改正について

○河村委員長 次に、議案第53号・防府市手数料条例中改正についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○宮本土木都市建設部次長 土木都市建設部でございます。議案第53号・防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

議案書の71ページからお願いいたします。

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、長期優良住宅維持・保全計画等の認定等の申請に係る手数料について定めるもの及び所要の条文整備を行うものでございます。

内容についてでございますが、長期優良住宅の認定手続におきまして、新築あるいは増改築時に認定申請をされていない既に使用している住宅については、後から長期優良住宅の認定を取得することができませんでしたが、今回の改正によりまして、新築または増改築後に使用している住宅についても基準に合えば長期優良住宅の認定制度の対象となりますので、その認定手続を行う場合の申請手数料を新たに定めるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、法律の施行日に合わせまして、令和4年10月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し質疑を求めます。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結してお諮りします。本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件についての審査を終了いたします。執行部の皆様は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

閉会中の継続調査について

○河村委員長 それでは、次に閉会中の継続調査について御協議をお願いいたします。

前回までの項目は、レジュメに記載されている8項目でございますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

それでは、農林水産業振興について、中小企業振興について、企業立地について、土木行政について、都市計画について、空家等対策について、中心市街地・商業活性化について、上下水道行政についてを委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内いたします。

以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年7月12日

防府市議会産業建設委員長 河村 孝